

奈良市公報

第78号

令和4年8月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
7 26	42	奈良市公報号外第24号に掲載	法務ガバナンス課
7 26	43	奈良市公報号外第24号に掲載	国保年金課
7 26	44	奈良市公報号外第24号に掲載	保健衛生課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
7 19	418	差押調書の公示送達	滞納整理課
7 20	419	放置自転車等の保管	環境政策課
7 21	420	農用地利用集積計画の決定	農政課
7 22	421	差押調書の公示送達	滞納整理課
7 22	422	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7 25	423	自動車臨時運行許可番号標番号の失効	市民税課
7 25	424	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
7 25	425	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症 予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルス ワクチン接種推進課
7 26	426	奈良市公報号外第24号に掲載	法務ガバナンス課
7 26	427	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
7 29	428	放置自転車等の処分	環境政策課

監 査

月 日	番号	件 名
7 28	15	住民監査請求に係る監査結果の公表

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
7 25	31	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
7 28	32	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
7 28	7	奈良市公報号外第24号に掲載	保健給食課

7 29 13 臨時教育委員会の開催

教育政策課

告 示

奈良市告示第418号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年7月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和4年7月19日揭示済)

奈良市告示第419号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年7月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和4年7月19日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年7月20日揭示済)

奈良市告示第420号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年7月21日

奈良市長 仲川元庸
(令和4年7月21日揭示済)

奈良市告示第421号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年7月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和4年7月22日揭示済)

奈良市告示第422号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年7月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和3年11月1日 奈良市指令整開 第21A-15号
令和4年6月13日 奈良市指令整開 第21A-15-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和4年7月22日 第1815号
公共施設 令和4年7月22日 第904号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市疋田町529番1の一部及び529番3の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市六条町113番4
株式会社栗実住宅 代表取締役 國原 正記
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道路：奈良市疋田町529番1の一部
下水道：奈良市疋田町529番1の一部

(令和4年7月22日揭示済)

奈良市告示第423号

自動車臨時運行許可番号標番号を失効したので、次のとおり告示する。

令和4年7月25日

奈良市長 仲川元庸

自動車臨時運行許可番号標番号		失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
奈良	2434	令和4年7月25日	省略	令和3年1月26日

奈良	2416	令和4年 7月25日	省略	令和3年 7月27日
奈良	2393	令和4年 7月25日	省略	令和3年 9月10日

(令和4年7月25日揭示済)

奈良市告示第424号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和4年7月25日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 平成30年11月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970107435	訪問介護	株式会社ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目18番32	ヘルパーステーションルピナス	奈良市大宮町四丁目275番地の5森村第2ビル303号室

(令和4年7月25日揭示済)

奈良市告示第425号

令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部を次のように改正し、令和4年7月22日から適用する。

令和4年7月25日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注（予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第7条第1項第1号に規定する方法）	初回接種（予防接種実施規則附則第7条第1項の初回接種をいう。以下同じ。）	12歳以上の者	令和3年4月12日から令和4年9月30日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		第一期追加接種（予防接種実施規則附則第8条第1項の第一期追加接種をいう。以下同じ。）		令和3年12月1日から令和4年9月30日まで	
		第二期追加接種（予防接種実施規則附則第9条第1項の第二期追加接種をいう。以下同じ。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リ	令和4年5月25日から同年9月30日まで	

			スクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	
	コミナティ筋注5～11歳用（予防接種実施規則附則第7条第1項第4号に規定する方法）	初回接種	1回目の接種時において、5歳以上12歳未満の者	令和4年2月21日から同年9月30日まで
	スパイクバックス筋注（旧販売名：COVID-19ワクチンモデルナ筋注）（予防接種実施規則附則第7条第1項第2号に規定する方法）	初回接種	12歳以上の者	令和3年6月14日から令和4年9月30日まで
第一期追加接種		18歳以上の者	令和3年12月17日から令和4年9月30日まで	
第二期追加接種		18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	令和4年5月25日から同年9月30日まで	
	ヌバキソビッド筋注（予防接種実施規則附則第7条第1項第5号に規定する方法）	初回接種	12歳以上の者	令和4年5月25日から同年9月30日まで
		第一期追加接種	18歳以上の者	

(令和4年7月25日掲示済)

奈良市告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月26日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
阪井 静香		はり・きゅう	令和4年 7月15日
阪井 静香	奈良県奈良市法蓮町1417番地の23		

(令和4年7月26日揭示済)

奈良市告示第428号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和4年7月29日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和4年7月29日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年12月2日、同月6日、同月9日、同月14日、同月16日、同月17日及び同月27日

(令和4年7月29日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、同項の規定により公表します。

令和4年7月28日

奈良市監査委員 東口喜代一

同 中本勝

同 横井雄一

同 藤田幸代

奈監第41号

令和4年7月26日

請求人

奈良市監査委員 東口喜代一

同 中本勝

同 横井雄一

同 藤田幸代

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和4年5月30日付けで提出のあった奈良市職員措置請求書（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

住民監査請求ができるのは、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実がある場合であるところ、本請

求書に記載される請求の要旨のうち、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求ができる事項に該当する部分は次のとおりである。なお、一部個人情報については、アルファベットに置き換えている。

奈良市長による地方税法に基づく令和4年度の固定資産税の賦課において、奈良市A土地内にある物件の固定資産税について家屋の課税漏れがあることは違法であり、そのことにより市として得られるべき税金が得られず市に損害を与えているため、奈良市長に本件物件について固定資産税の賦課をするよう勧告することを求める。

2 請求の受理

本件住民監査請求は、令和4年6月14日に要件審査を行った結果、地方自治法第242条第1項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

奈良市A土地内に所在する物件のうち、請求人が課税漏れがあると主張する物件（以下「本件物件」という。）における令和4年度の固定資産税において、違法又は不当に公金の賦課を怠る事実があるか否かについて監査を実施した。

2 監査対象部局

総務部資産税課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和4年6月24日に陳述の聴取を行った。なお、新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和4年6月24日に総務部長、資産税課長及び資産税課家屋係長に対し、陳述の聴取を行った。

5 監査委員の就退任

請求の受理に係る要件審査並びに請求人及び関係職員からの陳述の聴取を行った監査委員のうち、議選監査委員2人は令和4年6月30日付けで退任し、現議選監査委員が同年7月1日付けで就任している。

第3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 事実関係

(1) 固定資産税の課税要件について

『令和4年度 固定資産税関係資料集 I ー総括的資料編ー』（一般財団法人 資産評価システム研究センター）によると、「固定資産税の概要」及び「固定資産税における家屋の意義」は次のとおりである。

【固定資産税の概要】

- 1 課税客体 土地、家屋及び償却資産
- 2 課税主体 全市町村
- 3 納税義務者 土地、家屋又は償却資産の所有者
- 4 課税標準 価格（適正な時価）
土地及び家屋は3年ごとに評価替え
償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法により償却
- 5 標準税率 1.4%
- 6 免税点 土地：30万円
家屋：20万円
償却資産：150万円
- 7 賦課期日 当該年度の初日の属する年の1月1日

【固定資産税における家屋の意義】

① 家屋とは

- ・住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。（地方税法第341条第3号）
- ・不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、したがって登記簿に登記されるべき建物をいうものであること。（地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）第3章第1節第1二）

② 登記簿に記載されるべき建物とは

- ・ 建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない。(不動産登記規則第 111 条)
- ・ すなわち、家屋の要件の判定は、外気分断性、土地への定着性及び用途性により行われる。

(2) 本件物件の固定資産税の賦課について

本件物件について、資産税課職員が令和 4 年 6 月 14 日に現況確認するとともに関係者に対し聞き取り調査を実施した結果、本件物件は基礎工事を行うなどの土地への物理的な結合状態はなく、「土地への定着性」は確認されなかった。

3 監査委員の判断

固定資産税の課税客体である家屋として課税するための判定には、「外気分断性」、「土地への定着性」及び「用途性」の 3 つの要件があり、これらの全てを満たしていれば家屋として判定され固定資産税が賦課されることになる。

しかし、本件物件はこのうちの「土地への定着性」を満たしていないことにより課税客体に該当しないため、固定資産税が賦課されていないことに不合理な点はない。

このことから、違法又は不当に固定資産税の賦課を怠る事実はなく、市に損害を与えているとは言えない。よって、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

(令和 4 年 7 月 28 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 31 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 4 年 7 月 25 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 谷川	代表取締役 林 貴志	大阪府吹田市南正雀四丁目 13 番 9 号	令和 4 年 7 月 11 日

(令和 4 年 7 月 25 日揭示済)

奈良市企業局告示第 32 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 4 年 7 月 28 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 キンライ サー	代表取締役 森 崇伸	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号	令和 4 年 7 月 11 日

(令和 4 年 7 月 28 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 13 号

令和 4 年 8 月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 7 月 29 日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和4年8月4日(木) 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第22号 令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会議場所での傍聴はご遠慮いただき、北棟6階602会議室で会議の様子を傍聴していただきます。傍聴の受付は602会議室前にて行います。定員は50名で、定員を超える場合は抽選を行います。

(令和4年7月29日揭示済)